# 重要事項説明書

| 内容 |
| --- |
| 1. 商品内容について<br>（1） 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞（以下「本商品」といいます）は、「新型金銭信託＜フューチャートラスト＞信託約款」の定めに従います。<br>（2） 本商品は国内居住の個人のお客さまのみご利用いただけます。<br>（3） お申込にあたっては、募集要項に記載されている募集内容をご確認ください。<br>（4） 本商品は１口 1,000 円とし、100 口単位となります。<br>（5） お申込後、信託設定手続きのため、一定期間預金通帳をお預かりさせていただきます。<br>（6） 募集期間終了後はお申込の取消しはできません。<br>（7） 信託設定後、追加で入金することはできません。<br>（8） 本商品の信託設定時および信託期間中の信託報酬は以下のとおりです。<br>①【設定時報酬】 ありません。<br>②【運用報酬】 募集要項記載の収益分配金交付日に、当該日を収益分配金交付日とする信託元本の合計金額に募集要項記載の信託報酬率を乗じ、直前の収益分配金交付日（初回は信託設定日）から当該収益分配金交付日までの実日数に応じて計算された金額を、合同運用財産の中から収受します。なお、信託財産の運用による収益から諸経費、運用報酬、収益分配金等の所要のお支払いをした後に、信託勘定に残余金が発生した場合、当該残余金を追加信託報酬として収受することがあります。<br>（9） 固定配当のため信託期間中の予定配当率の変更はありません。予定配当額は以下の算式により計算します（円未満切り捨て）。<br>{1,000 円×予定配当率×配当計算期間の実日数÷365 日（小数点第3位以下は切り捨てます。）}×保有口数<br>（10） 予定配当額に対する課税は、20．315％の源泉分離課税（国税 15.315％および地方税 5％）※となります。<br>※税率変更があった場合には変更する可能性があります。<br>（11） 予定配当額は収益分配金交付日に収益分配金として、あらかじめ指定いただいた当社普通預金口座に入金します。なお、受益者に示した予定配当率は、それによる収益分配金の支払いを当社が保証するものではありません。<br>（12） 信託元本は、信託期間満了時に一括払出となり、あらかじめ指定いただいた当社普通預金口座へ入金します。<br>（13） （11）及び（12）で指定いただいた当社普通預金口座は信託期間中は解約できません。<br>（14） 本商品は、インターネットバンキング「お取引・残高照会」画面の金銭信託残高には表示されません。 |
| 2. 中途解約に関する事項<br>（1） 本商品は中途解約できません。 |

（2） やむを得ないご事情のため、お客さまから信託期間満了予定日よりも前に本商品の解約をお申し出いただいた場合、当社でこれをやむを得ないと認めて、中途解約に応じることがあります。

（3） 上記(2)の場合であっても、一部のみの中途解約はできません。

（4） 上記(2)の場合であっても、当社による解約金(下記(5))のお支払いには一定の日数を要します。

（5） 上記(2)の場合、解約時期に関わらず、当社は、解約金として、下記(6)の算式により計算される、信託元本から支払済み収益分配金(税引後)相当額を追加信託報酬として控除した金額を交付するため、お客さまは、収益分配金(税引後)を実質的にお受取りいただくことができなくなります。

（6） 上記(2)の場合、当社は以下の算式により解約金を計算し、解約金交付日に当該解約金を合同運用財産から支払います(円未満切り捨て)。

{1口当たりの信託元本金額―(1口当たりの既払い収益分配金の額(税引前)×79%※)(小数点第3位以下の端数は切り捨てます)}×保有口数

※税率変更があった場合には変更する可能性があります。

（7） 上記(5)の解約金は、信託元本から解約金交付日までにお支払いした収益分配金(税引後)相当額を控除した金額です(その具体的な金額の計算は上記(6)の算式によります。)。そのため、支払済み収益分配金合計額と解約金をあわせた金額は、お客さまが信託された金額(元本額)を下回るものではありません。

3. 定期預金との相違点について

（1） 自動継続のお取扱いはできません。

（2） 通帳や証書等の発行はありません。信託設定日以降に取引報告書を交付します。

（3） マル優のお取扱いはできません。

4. 信託財産の運用について

(1) 本商品はお客さまから当社に信託された信託財産を、主として、資金使途をグリーンファイナンスやポジティブ・インパクト・ファイナンス等、社会課題解決に資するファイナンス(以下「サステナブルファイナンス」といいます)に限定した当社銀行勘定向け貸付にて運用を行います。ただし、信託約款に基づき当社の裁量により他の方法による運用を行うことは排除されません。

(2) 当社銀行勘定向け貸付は信託財産と銀行勘定との自己取引となりますが、お客さま及び信託財産に不利益を与えるものではありません。

(3) 当社銀行勘定向け貸付の運用先となるサステナブルファイナンスは、第三者評価機関の認証を取得し、各サステナブルファイナンスの商品性を定めた国際原則等への適合性を満たしたもの(以下、適格資産)に限定します。

(4) 信託財産のサステナブルファイナンスへの充当においては、当社銀行勘定は第三者評価機関の評価を受けたフレームワークに基づき、適格資産に充当・管理※します。受託者たる当社は資金充当・管理状況について定期的に確認するとともに、当該充当状況については、レポートを作成し、第三者評価機関のレビューを経た上で、定期的にお客さまに開示します。

※ 適格資産に充当されるまでの間、当社銀行勘定によるオーバーナイト取引等に充当されるこ

とがあります。当社銀行勘定は少なくとも四半期ごとに充当資産の見直しを行い、充当資産の、売却、期限前返済、償却又はその他の理由により、資金未充当又は不適格資産の状況となっている場合には、他の適格資産に資金を再充当します。

5. お届け事項の変更について

次の場合は、当社にご連絡をいただき、所定のお手続きをお取りください。

（1）お届けのご印鑑を紛失したとき。

（2）お客さまのご住所、お名前、お届けのご印鑑、その他の届出事項に変更があったとき。

6. 相続発生時のお取扱い

（1）お客さまに相続が発生した際は、当社にその旨を速やかにお届けいただく必要があります。

（2）募集期間中に本商品のお申込をされたお客さまに相続が発生し、募集期間終了前に当社がその事実を知った場合は、当該お申込は当然に取り消されたものとみなします。

（3）募集期間中に本商品のお申込をされたお客さまに相続が発生し、募集期間終了後に当社がその事実を知った場合、または、募集期間終了後に本商品をお申込まれたお客さまに相続が発生した場合は、お申込の取消しはできません。これらの場合においては、信託設定日に、当社普通預金口座にお預けいただいたご資金が引き落とされて、信託の設定が行われます。